

12月3日から9日は障害者週間です 町や県などの

町で行っている事業

●まちなり福祉バス

富士急湘南バス(株)の町内運行区間のバス停で乗降自由の定期券を交付します。

【対象者】

・町内在住の65歳未満で障害者手帳の交付を受けている方

・手帳の交付を受けている方のうち、第1種障害者は介護者1名も対象です(障がい者と一緒にバスを利用する場合のみ使用可能です)

【地域】

富士急湘南バス(株)の町内運行区間のバス停で乗り降り自由です。

※乗降は町内に限ります

【料金】

年間7340円(通常料金22000円の1/3ずつを対象者と町と富士急湘南バス(株)が負担)

【窓口】

販売窓口は富士急湘南バス(株)新松田駅前案内所

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226



●自動車燃料費助成

在宅重度障害者が自ら運転する場合に、町がその燃料費の一部を助成することで、社会参加を助長し、福祉推進を図るものです。

【対象者】

・松田町内在住で、本人または同居する家族が保有する自家用車を自ら運転される方(福祉タクシー助成を受けていない方)

【助成額】

人工透析を受けている方…2000円/月  
右記以外の方…1500円/月

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

●福祉タクシー利用助成

重度の心身障害児者がタクシーを利用する際、町が費用の一部(初乗り運賃分)を助成することで、日常生活の利便性向上と生活圏の拡大を進めるためのものです。

【対象者】

・表2の○に該当する方(施設入所の方や自動車燃料費助成を受けていない方)

【助成枚数】

人工透析を受けている方…48枚/年(4枚×12か月)  
右記以外の方…24枚/年(2枚×12か月)

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

(表2)

Table with 6 columns: 障害, 視覚障害, 肢体不自由(下肢・体幹), 内部障害, 知的障害, 精神障害. Rows include 自動車燃料費の助成 and 福祉タクシーの助成.

※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用助成はどちらか一つを選択

補装具・日常生活用具の給付

●補装具費支給制度

身体障害者手帳の交付を受けている方が、障がいの部位・等級により、その障がいを補うための補装具の給付や修理が受けられます。

●日常生活用具給付制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、または難病患者の方が、障がいの内容や等級により、在宅で日常生活を容易にする用具の給付が受けられます。

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

障害福祉サービス

障がい者の自立を支援するため、必要なサービスを受けることができます。サービスを利用するためには、障害福祉サービス等受給者証の交付を受ける必要があります。

●介護給付

居宅介護、同行援護など

●訓練等給付

自立訓練、自立生活援助、就労移行支援など

●地域生活支援

移動支援、日中一時支援 ●障がい児を対象としたサービス 児童発達支援、放課後等デイサービスなど

問 福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

基幹相談支援センターの役割

○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談支援を総合的に行います。また、成年後見制度利用支援事業など、地域の実情に応じて以下のような業務を行います。

